

## 川崎市告示第5号

### 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の一部の指定の解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指定の解除をしますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和8年1月6日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和7年3月4日付川崎市告示第93号により指定した区域の一部  
(川崎市中原区苅宿335番1の一部)(別図のとおり)

#### 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

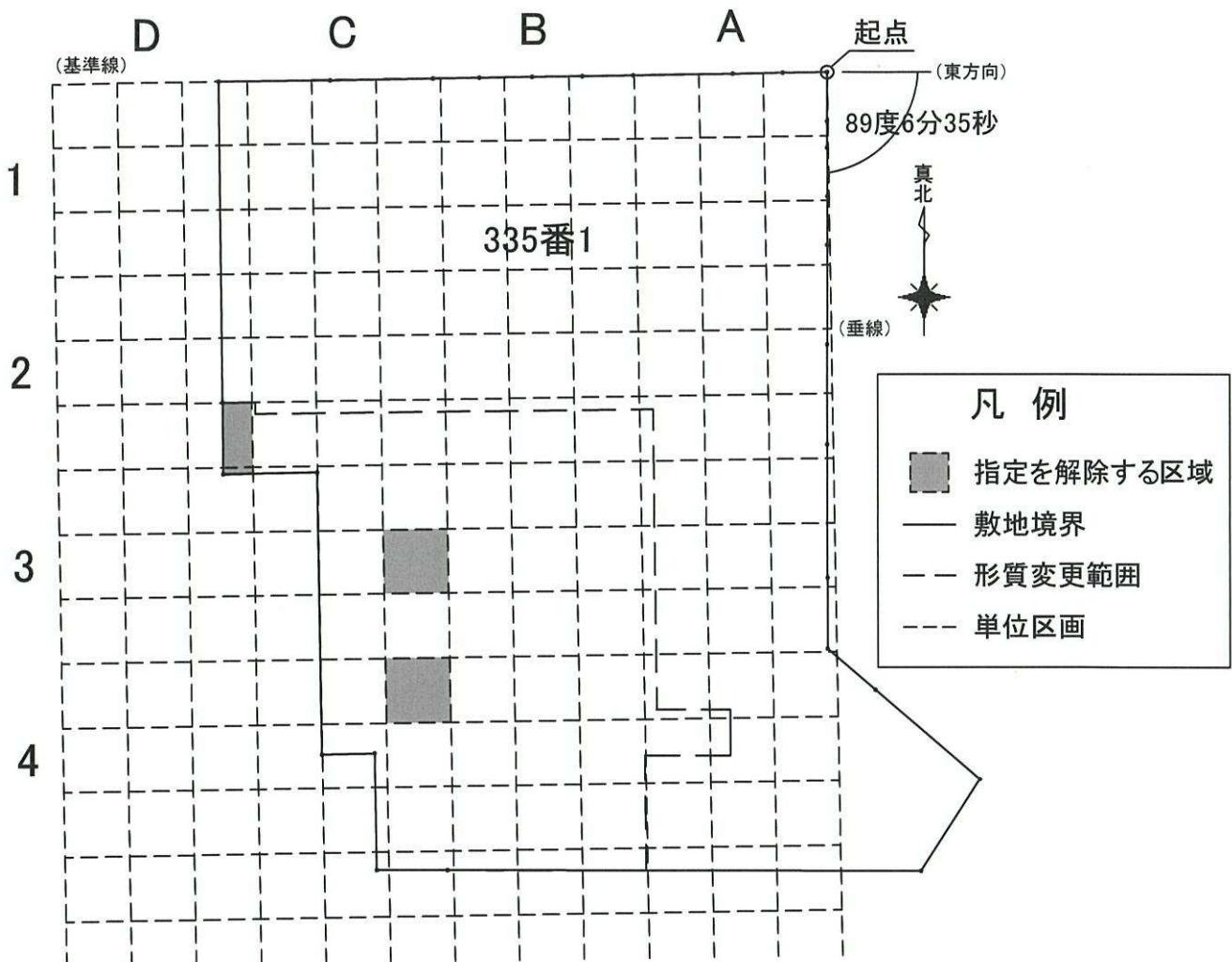
鉛及びその化合物、ふつ素及びその化合物

#### 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

#### 4 講じられた汚染の除去等の措置

掘削除去



#### 【起点の設定理由】

敷地境界の最北端を起点とした。

#### 【調査対象地の区画設定方法】

起点(敷地境界の北東角)と敷地境界の北西角を結んだ基準線及び起点とする、基準線に下ろした垂線と平行する10m間隔で引いた線により区画を設定した。

その結果、垂線と東方向とのなす角が「89度6分35秒」であった。

**別図**